

東近江市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり東近江市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和6年12月11日

東近江市議会議長

西 崎 彰 様

提出者

東近江市議会議員 大 橋 保 治

東近江市議会議員 竹 内 典 子

東近江市議会議員 安 田 高 玄

東近江市議会議員 井 上 均

会議案第 4 号

東近江市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について

東近江市議会議員定数条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 12 月 23 提出

提出者

東近江市議会議員 大 橋 保 治

東近江市議会議員 竹 内 典 子

東近江市議会議員 安 田 高 玄

東近江市議会議員 井 上 均

東近江市議会議員定数条例の一部を改正する条例

東近江市議会議員定数条例（平成 21 年東近江市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

本則中「25 人」を「22 人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例の施行の日以後その期日を告示される一般選挙から適用する。

提案理由

さらなる議会改革の一環として、現行 25 人の議員定数を 22 人に削減するため、本議案を提出したものである。

会議案第4号

東近江市議会議員定数条例(平成21年東近江市条例第17号)新旧対照表

改正後(案)	現行	備考
<p>○東近江市議会議員定数条例</p> <p>平成21年3月27日 条例第17号</p> <p>地方自治法(昭和22年法律第67号)第91条第1項の規定に基づき、東近江市議会の議員の定数は、<u>22人</u>とする。</p> <p>附 則 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p><u>この条例は、公布の日から施行し、この条例の施行の日以後その期日を告示される一般選挙から適用する。</u></p>	<p>○東近江市議会議員定数条例</p> <p>平成21年3月27日 条例第17号</p> <p>地方自治法(昭和22年法律第67号)第91条第1項の規定に基づき、東近江市議会の議員の定数は、<u>25人</u>とする。</p> <p>附 則 (略)</p>	